

第3回 青森市総合計画審議会 第2分科会 議事要旨

【日 時】平成30年8月22日（水）15時00分～16時30分

【場 所】青森市役所 2階 庁議室

【出席者】内海 隆 分科会長、加川 幸男 委員、柿崎 泰明 委員、
加藤 徳子 委員、佐藤 秀樹 委員

【欠席者】なし

【オブザーバー・傍聴者等】なし

【関係部局】浦田保健部長、工藤教育委員会事務局教育部長、長谷川浪岡事務所次長総務課長事務取扱、田中企画部参事広報広聴課長事務取扱、高野福祉部参事子育て支援課長事務取扱、古澤情報政策課長、白戸財政課長、杉山市民協働推進課長、田中地域スポーツ課主幹 計9名

【事務局】館山企画調整課長、相馬企画調整課主査、齋藤企画調整課主査 計3名

【配付資料】

- ・次第
- ・資料1_基本構想答申前後の主なスケジュール
- ・資料2_各行政分野の課題及び目指すべき方向性
- ・資料3_新総合計画と旧総合計画の基本構想構成比較表(案)
- ・資料3参考資料_新総合計画と旧総合計画の構成比較表（施策）(案)
- ・資料4_「新たな青森市総合計画 基本構想」素案

【会議の概要】

○今後の主なスケジュール及び第1回総括分科会で決定した各行政分野の課題及び方向性等の配付資料の内容を説明した後、基本構想の素案等について、各委員が意見を出し合った。

各行政分野の課題及び目指すべき方向性について

（委員）

・決定したということだったので、参考までにしかできないと思うが、6ページ教育段階ごとの学びの特徴を踏まえてという課題中の「幼小」という文言について、脚注を入れると説明があったが、無理があると思う。

・就学指導要領の中でも教育段階ではなくて、学校段階等間と書いている。学校段階等間との円滑な接続をと書いていたものと教育段階ごとの学びの特徴を踏まえて「幼小」とでは書ききれないものがいっぱいある。もっと曖昧にした乳幼児期からの発達の連続性だとか、そういう形で書くのであれば整理できるが。

・「保障」という文言が「確保」よりも弱いと説明があったが、青森市で子どもの権利条例を作ったときに、子どもの権利の「保障」という言葉で随分議論したことがある。言葉

の使い方を指摘されないようにできれば書いて欲しい。

(委員)

・「確保」よりは「保障」の方がむしろ弱いというか、幅広い。行政評価をする意味では広く概念的にやった方がいい。

・教育段階と学校段階は違う。学校段階というのは小学校、中学校、高等学校等で教育段階は初等教育中等教育のこと。

(委員)

・指導要領の改定の中で、幼保連携型や幼稚園も含めて学校段階等間という表記になり、いわゆる就学前教育も含めて、学校段階等間という文言を文部科学省が使い始めたため、どちらにも共通するような表記にした方がいい。

(委員)

・教育段階という文言は、市の教育振興基本計画に書かれている。そこの整合性を図るうえで、一足飛びに行くのはどうかと思う。

(委員)

・文部科学省が書いている教育振興基本計画の文言と違っている。市の総合計画で使う文言を文部科学省の表記で統一するという前提ならわかるが。

(委員)

・「幼小」という言葉で書ききれなくなっているが、どう書くのかまでは定まっていない。

(委員)

・確実な部分で、市の教育振興基本計画に書かれている文言をここでは取り入れた方がいいのではないか。

・向こう 5 年なり 10 年を考えるにあんまりその辺を厳密にやっていると混乱するので、多少今の歩調に合わせた方がいいと思う。市の教育振興基本計画にのっとった方が外部からのコメント等々の時も説明をしないで済むんじゃないかという気がして、総括分科会でもこれについては意見がなかった。

(委員)

・5 年後、子ども子育て支援新制度の見直し議論が本格化してくる。今、論点整理をしているところであるが、市の総合計画が動くときにはその影響ないのかと。

(委員)

・国の方策が変われば当然それに合わせて総合計画も考慮することはあるわけでしょう？実は文部科学省が 10 月に新らしく省庁再編をする。生涯学習政策局がなくなって、総合教育政策局になる予定だが、子どもを扱う部分や教員養成がどうなるかがまだ明確に出ていない。もし国ベースの方が大きく変われば、それに準じてこちらも何らかのことはしなきゃいけない。だいたい総合計画を立てるときはそうする。よろしいですか。

(委員)

・確定してしまったという。市の教育振興基本計画では、結局は、認定こども園という表

記を入れざるを得なくて作ったわけだが、上位の計画が総合計画だというので、総合計画を優先せざるを得ないとずっと言われ続けた。だからこういう表記にされるとまた引きずられるかなという懸念がある。

(委員)

・いずれにしても総合計画が親になることは間違いない。

(委員)

・今は幼小、小中、中高だけじゃなくて、学校教育法上は小中一貫部分の制度、いわゆる義務教育学校だって出来てしまった。そうするとこの表記のままでいいのかと言ったときに引きずられないか。

(委員)

・ただ国を越えてはそれ以上は書きようがない。同じことは 6 ページの社会教育の推進でも言える。国ベースではもう社会教育がかなり小さくなっていて、社会教育課もなくなる。だけど法律上は、学校教育以外は全て社会教育となっている。行政上の組織はもう全然違う。

(委員)

・だから学校段階等間だったり教育段階との接続も含めてと言ったときには、この言葉を無理やり使わなくてもいいんじゃないかと。例えば教育段階ごとの学びを特徴を踏まえての後に、学校段階等の円滑な接続を図るってとすると、全部網羅できる。ここにあって幼小や小中とか特定できるものを書いているので、それを言ってるだけ。書かない方が次の方の整理もしやすいのかなと思う。

(委員)

・なるほど。でもさっき言いましたけれども、それぞれの学校で教育段階別のあるいは学校段階別のカリキュラムの連続性というのはきちっと保障していくという、そういう意味合いであり、あえて細かく書かないと、カリキュラム、教育内容について市が責任を持ってやるということができない。子どもから成人に至るまでの発育発達の保障をしますと言っただけだと何の意味もない。

(委員)

・先ほど高校の話で、高校は市での縛りができないので、確保ではなく保障ということを言われた。公立の幼稚園がないので幼稚園も同じ。幼保連携型もそうだが、縛りとなれば、市の教育委員会で担保は出来ない。だから先ほどの高校と同じ意味合いになってしまう。

(委員)

・だから幼小という連携になると小と幼の関係だから、結局それは市の教育委員会の責任になる。幼小連携であれば。

(委員)

・でも今までも果たしてくれていないので、ずっとそれを言っていた。

(委員)

それはまた別の問題で。

(委員)

・公立の幼稚園とかがなくても結局、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校期を繋ぐための円滑な接続を繋ぐための仕組みを作ると言って、基本計画に入れ、子どもの福祉の方にも入れた。だが市は動かない。

(委員)

・本来だと今や高大まで行っているから、本当は中学校から大学まで、もっといえば幼稚園から始まったキャリア教育という形に委ねていけばいい。ただ、障害のある子どもたちのキャリア教育や男女共同参画での性にとらわれないものの保障についても、全体としてそこまで行っていない。とりあえず教育委員会として教育内容については、それぞれの連続性を分断せず、保障していくと謳っていることから、第2分科会として理解できると思うことでやった。だからあくまでもここは教育。

・発達については当然やるし、これに基づいて、いわゆるアクションプランを立てた時に、予算立てをして、行政評価があるでしょうから頑張ってくださいと。いかがですか。

(委員)

・分かりました。一応これで決まったという報告なので。ただこのところが個人的にはつかれる部分かなと思う。

新総合計画と旧総合計画の構成比較表（施策）について

(委員)

・新総合計画で2章は「まちづくり」が全部ひらがなで、3章の施策の大綱では「しごと創り」、「ひと創り」、「まち創り」と全部漢字になっている。これには何か意図があるのか。これは細かいところと全部絡んでくることだと思う。

・施策の大綱のところ、4の「やさしい街」について、市で子どもの権利条例を作るときも一番大切にしたのは、子どもに優しいまちが、全ての人に優しいまちになるということ。でもここに書かれてる「やさしい街」には子どもの部分が含まれておらず、「ひと創り」のところに収斂されているように見える。この辺の整理はどうなっているのか。

(委員)

・第2章のまちづくりの「づくり」がひらがなで、あそこは「街」の漢字を使ったり使ってなかったり。これはやっぱり。

(委員)

・施策の大綱の方にも「まち創り」とあるが、こっちのまちづくりは漢字が入っている。

(委員)

・「やさしい」、「つよい」、「ががやく」というのは市長の公約だという話でしたよね。

(委員)

・「街」だと要するに、市街とか中心の方になるので、一般的にまちづくりの場合にはひ

らがないを使ってきた。例えば生涯学習の「まちづくり」や「まちおこし」は全部ひらがなを使っている。「町」ではなく「街」を入れたのはやっぱり何か意図があるんですか。

・障がい者とか女性とか高齢者、子どもに優しいまちというのは実は、普通の大人や普通のひとにとっても優しいまちなんだっていうのはよく言われてる言葉ですよ。だからそういう意味であえて女性の視点の入ったまちづくりとか、子どもの視点も入れたまちづくりみたいなのはここはやらないのかって言われれば、ちょっとそこは考えなきゃいけない。

・高齢者と障がい者に限定しているが、これは中身がよく分からない。その辺は何か議論があったのか。

(事務局)

・施策の大綱で使用している「しごと創り」、「ひと創り」、最後の「かがやく街」まで、この6つのキーワードは市長公約に基づくもので、今の市の施策の作りや予算の仕立てを行うに当たり、全てこの言葉に基づいて動いている現状があり、そこに当てはめている。ひらがなのまちづくりは、何々の「まちづくり」という一つの単語であり、ひらがなでこれまでも使ってきたというものである。

(委員)

・「やさしい街」のところに、高齢者、障がい者のほか、子ども、さらには男女共同参画でよく女性の視点を入れることについて、今後考える余地はあるか。

(事務局)

・施策の中では、男女共同参画の視点というのはユニバーサル社会ということで「まち創り」のところには置いているが、施策の名称や中身については、今後、総括分科会を含めて審議いただくことになる。

(委員)

・多分入れておかないと、パブコメのときに女性の視点を入れないのかって言われる可能性はある。

(委員)

・いつまでその女性の視点というのをわざわざ取り上げなきゃいけない時代が続くのかと思う。

(委員)

・ハードを含めて、全てが男性中心のまちづくりになっているので、女性の視点をというのがあると思うが。

(委員)

・わざわざ書くと、やっぱりまだそうなのかという感じもする。

(委員)

・無くなったときが、それが達成されたということになると。

(委員)

・それを実行に移すにはこういうメンバーであるとか、役所で働く人とか、あるいは議員

の人とかそういうところが変わっていけば大きく変わっていくと思うが、文字だけ入れて実は全然中身が伴わない、現実にはそうなっていると思う。

・多様な性の捉え方というのになれば、男だけれど女っぽく生きている人は男女どちらになるのかという問題も出て来ているなか、わざわざここに「女性の」という文言が必要なのかと私は思う。

(委員)

・確かに思うが、障がいのある人という言葉を入れたりすると、女性の視点も必要だと必ず言われる。背景にある多様性とか。だからアウガの5階にあるそういう部屋が必要なのかと言われると市民ブースでいいじゃないかとなるんだけど、あえてやったり、それは一つの姿勢というか、難しい。いつも議論になったのは、宣言をしなくてもいいようになればそれは達成されたということ。それはまったく同感。いずれにしても聞かれた時に説明できるように。

(委員)

・スポーツ・レクリエーション活動の推進とウィンタースポーツの推進を統合して地域スポーツの促進という表記になっている。こういう場合、余暇活動という意味でレクリエーションを地域スポーツのカテゴリーの中に入れていいものか。レクリエーションの場合、スポーツ以外にも学習活動の全部が入る。体を動かすだけがレクリエーションというわけじゃない。その時にこれを全部ここに入れるとなると。青森市にレクリエーション協会があるんじゃないかったか。

(事務局)

・スポーツレクリエーションは県も市も。

(委員)

・大会もやってますよね。そこは中身が出てきたときに上手く説明できればいいと思う。

(委員)

・旧総合計画の施策の大綱は、全て「まち」がひらがなになっていて、ある程度曖昧に入れ込めているが、今回のようにはっきりと「しごと創り」とか、「ひと創り」と分けることによって、逆に越えられない部分があるように感じられる。スポーツの部分もそうだが、レクリエーションがいわゆる「ひと創り」に全部括られていくのかとか。

(事務局)

・その辺はこのあとの計画になっていく段階で、またこの施策にどういったものをぶら下げていくかという、その計画の方向性の中でまた議論いただくことになるかと思う。ひとつには視点の中で、まだ未定稿ではあるが、生涯現役などそういったキーワードを盛り込んでいこうとしており、それが例えば健康づくりの方に一部いたり、そういうものを1つ1つ見ながら、計画の入れ込みがなされていくと考えている。

(委員)

・施策の大綱も含めてここに書かれてるが、それが相互に関連しながらというような形の

ものであれば、十分いいんだと思う。だから、書かれた部分を飛び越えられないと逆に縛られちゃうのかなと思う。

(事務局)

・視点の部分というのは、そういった横糸を通すために置きたいと考えている。

(委員)

・それが前提として、最初に書かれていればいいんだと思う。「かがやく街」と書いている中に「街」という言葉を遣いながら里山の話だとかいろいろ自然のことが出てくるが、陸奥湾が「街」と言われたりすると少し違和感が。

(委員)

・だからスローガンだというふうにして。

(委員)

・冒頭の本文中にそういうふうな書き方をして、それをここにも当てはめたというふうに言うと、違和感はないかもしれない。

(委員)

・全体的な感じとして思うことは、何でもかんでも含めるように言葉を大きくしてしまうと何か説得力に欠けるような感じがする。具体的に書いてあれば、読んだ人は分かりやすいし、きっとそういうことをやってくれるんだという期待も寄せると思う。限定的なことを書いておけば、やる気なんだという気持ちが伝わるのかなと思う。だから大きくしないのもメリットがあると思っている。

(委員)

・アクションプランというか実際の実施計画のときに。実施計画は単年度ごとに全部チェックが入るので数値目標が出てくるのもあるでしょうし、その時に明確に入れて、それが実は予算立てになる。だからここはアバウトに。

・例えばまちづくりというとソフトとハードの両方をうまく兼ね合いながら進めていきますという向こう 10 年の計画を立てて、前期 5 年では例えばどこにどういう建物を作り、どういう人材を育てるみたいに明確に書いて予算つけて、それが単年度ごとにどういうふうに達成されていったのかという行政評価を受けて、次へというふうに進んで行く。

・総合行政的に扱わなきゃいけない部分というのが多分増えてきていると思う。そのためには、全体に係わるここをある程度、固めないほうがいいんじゃないかと思う。

・青森市をどこから切り込んでも当てはまるというふうにしておかなければ、市の総合計画としては、ちょっと問題だというふうに思われかねない。そこは難しいと思うが。ただ実施計画に関しては行政は相当、練って出してくれてますけどね。

(委員)

・分かりました。

第3章施策の大綱 ひと創り

特になし。

第3章施策の大綱 まち創り

(委員)

・ユニバーサル社会というのもここでは文言で入れているので、項目として無くなったとしても問題ない。いいと思う。これに先ほどの高齢者あるいは障害のある人以外にもという形で子どもの視点も入れておけば。

第4章 推進体制

(委員)

・最終的には個別計画に反映させるということなんですけれど、章立ては別ですけども、推進体制についての御意見、御質問ございますでしょうか。一番重要なところになりますよね。無いようでしたら一応私どもの分科会に割り当てられております全ての項目に関して、今日、御意見を含めていただきました。必要なものについてはまた、次回の総括分科会に上げる前にですね、私の方でも事務局と再調整させていただきたいと思います。一応、時間等々はまだ残っておりますけれども、何か御意見等々ございましたらまた連絡をしていただければというふうに思います。

(事務局)

・前後して大変申し訳ないが、先ほど資料の3参考資料拡大の4ページのところ、旧総合計画でいう政策の3番目、文化・芸術の推進の「文化活動の推進」と「文化資源の継承」という施策について、これらの文言を「文化⇒文化芸術」、「文化資源⇒文化芸術」というふうにそれぞれ整理したということを踏まえ、施策もそのように変えたらどうかということについて、後ほどでも御意見をいただければ大変助かります。

(委員)

・前回、資源も含めて文化・芸術を文化活動に括ると、それから、文化芸術資源というのを文化資源と大きく括ると。この辺ちょっともし何か御意見等がありましたら、あわせて連絡をいただければと思います。

(委員)

・資料 3 で今後、総括分科会において検討起草する予定というふうになっており、総括分科会は、9月20日を予定しているようです。皆さんの御意見等をいただいたものを8月29日前後、そこから3週間くらい後に総括分科会がありますので、その間にたぶん、この章立てを含めて出てくるだろうと。ある程度出たところでこれは皆さんに流していただけるのか。そうしないと9月30日にいきなりもらうことになるが。どういう予定。

(事務局)

・基本的には事前配付。今回は本当に申し訳ありませんでした。

(委員)

・じゃあそういう形で 9 月 20 日の総括分科会の前に多分、挙がって皆さんにも来て、確定したものが 30 日には事前に配付されるというふうになろうかと思う。それから前に言われたキャッチフレーズ、この基本計画のスローガンについて。

(事務局)

・2 章のまちづくりの目標の中の 1 番に「目指すべき将来像」というのがあり、全体というよりもこういったキーワードを入れたらいいんじゃないかなどというのをいただければ幸いです。

(委員)

・前は市民が主役の元気都市ってやつですけれども。こういうのがあった方がいい、かがやくとかなんとかいろいろ。これは市民憲章とも連動させてイメージをしていただければいいんじゃないかと。よろしく願いいたします。8 月 29 日前後で、今日の御意見等々も踏まえて、また新しく縦型のこれについては何かアイデア等がございましたらよろしく願いしたいと思います。ではこれで事務局の方へお返しいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり御審議誠にありがとうございました。これにて第 3 回分科会を終了いたします。ありがとうございました。